

令和7年度

第5回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和7年8月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 非農地判断について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の途中解約に関する通知について
- 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

<出席委員> (7名)

- | | |
|-------------|------------|
| 1番委員：加藤 浩明 | 2番委員：中村 康之 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 5番委員：井口 峰幸 |
| 6番委員：渡辺 忠洋 | 7番委員：江澤 正久 |
| 9番委員：矢代 とみ江 | |

<欠席委員> (1名)

- 9番委員：斎藤 一生

<出席職員>

- 【事務局長】小高 一哉 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 3 番の矢代委員と 4 番の加藤委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 3-11。所在：久我原地先。地目：田、雑種地 5 筆。地積：10,485㎡。譲渡人：茂原市の方。譲受人：茂原市の方。譲渡人事由：相続により取得したが、自らは耕作しないため。譲受人事由：譲渡人の希望に応じる。権利内容：所有権移転 (有償)</p> <p>番号 3-12。所在：宇筒原地先。地目：田、1 筆。地積：85㎡。譲渡人：市原市の方。譲受人：宇筒原の方。譲渡人事由：、町外に居住しており、自らは耕作しないため。譲受人事由：耕作放棄地を利用して、水稻を作付けしたい。権利内容：所有権移転</p>

議 長 (渡辺会長)	<p>(有償)</p> <p>番号3-13。所在：森宮地先。地目：田、畑18筆。地積：11,165㎡。譲渡人：新丁の方。譲受人：新丁の方。譲渡人事由：譲り請人の要望に応じる。譲受人事由：現在父と同居し、地元農家の方々の協力を得ながら父と農業を行っているが、父も高齢になったため今後は私が主体となり農業を行う。権利内容：所有権移転（無償）</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号3-11については、井口委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p> <p>議案第1号、番号3-11について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現況は、水稻の作付けが行われており保全管理されている。譲受人は、他市町で耕作を行っているとのこと。</p> <p>長南町で耕作を行っているとのこと。優良な農地であるため購入し、耕作者に耕作をお願いしたい。見つからない場合は自分で耕作するとのことです。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
森 委 員 (4 番)	<p>申請者は不動産業を営んでいるようだが、転売等の心配があるのではないか？</p> <p>地元の方からも心配の声が上がっている。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>申請者の話では、地域の方から機械類を借用したいとのこと。</p>
森 委 員 (4 番)	<p>耕作放棄地となつては困る。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>不動産業を営んでいるとのことだったので他市町村(茂原市、長柄町、長南町)の農業委員会に申請者の状況を確認したところ、しっかり耕作、農地の管理等行っているとのことでした。</p>

	<p>また、それぞれ耕作証明も添付されている。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>農地法第3条の申請であり自ら耕作するものであり、申請人不動産を営んでいて第三者に耕作をお願いするとのことだが、この申請で農地法第3条に該当するのか？</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>申請者が、主となり耕作を行い部分的に第三者にお願いしたとのことでしたので、農地法第3条に合致すると考えます。 ご判断をお願いします。</p>
<p>井口委員 (5番) 議長 (渡辺会長)</p>	<p>他市町村の耕作も第三者にお願いしていると聞いている。 本申請については、いったん保留とし、もう少し状況整理をした方がよいと思うがどうでしょうか？ 議案番号3-11については、保留することとしてご異議ございませんか？</p>
	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号3-11につきましては保留することで決定いたします。 続きまして、番号3-12については、渡辺委員が現地調査を担当しましたので報告します。</p>
<p>渡辺委員 (3番)</p>	<p>議案第1号、番号3-12について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請者の居宅と農地が地続きとなっている。 農地として再生させたいとのことでした。 特に問題ないと思われまます。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
	<p>質問が無いようなので、番号3-12について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号3-12につきましては許可とすることで</p>

江澤委員
(7番)
議長
(渡辺会長)

決定いたします。

続きまして番号3-13につきましては、江澤委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。

議案第1号、番号3-13について、現地調査を行ってきたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現状で特に問題となることはありませんでした。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号3-13について許可することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-13につきましては許可とすることで決定いたします。

議案第1号は以上です。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

今回は3件の申請がありましたので先一括してご説明させていただき後にご審議をお願いします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。

申請番号5-3、5-4住所：小田代地先。権利内容：賃貸借、地目：畑、1筆、地積：831㎡の内153㎡。譲渡人：小田代の方。譲受人：茂原市の方(法人)。転用事由：弊社は、旅館業を営んでおり、既存駐車場が14台あるが、客室の増加に伴い駐車場が不足している。近隣の民家との間通路を臨時駐車場として利用しているが、従業員の往来や業者、民家の出入りで営業上の支障となるため早急に近隣地に駐車場の増設をしたく転用申請したい。埋立等を行わず、整地とアスファルト舗装を行い、全体計画556㎡(内農地469㎡)に宿直客駐車場13区画を増設する。

続きまして、申請番号5-5住所：森宮地先。権利内容：所有権移転(有償)。地目：田、1筆、地積：836㎡。譲受人：埼玉県の方

【法人】。譲渡人：森宮の方。転用事由：申請人はさいたま市に本社がある法人で、本町大多喜工場においてプラスチック成型加工並びに販売を行っている。業績も順調に伸びており、本町の住民を中心的に雇用している。現在、申請地近くにある工場出入口付近を駐車場及び作業場所として利用しているが、大変狭く交通安全上も危険があるため、申請地を駐車場及び作業場所として利用したく申請した。埋立等は行わず、整地のみとする。【転用を伴う所有権移転】

続きまして、申請番号5-6住所：小谷松地先。権利内容：賃貸借権。地目：田、4筆。地積：5,572㎡。譲渡人：小谷松の方。譲受人：東京都の方【法人】。転用事由：東京都に本社を置き、本町の小谷松及び御宿町に工場を持ち、東京電力の電力量計、電気機械類の解体、分解等を手掛け再資源化の業務を行い、首都圏から受注している。他メーカーからの受注も増加傾向にあるため事業拡大に伴い、資材置場及び作業スペースの確保が急務であり、工場の隣地に転用し、用地を確保したい。全体の資材の保安量は電力量計、電気機械を合わせて50万個から100万個となる。埋立は行わず整地のみを行い砂利敷とする。【転用を伴う賃貸借設定】（始末書付き）

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

説明が終わりました。

議案第2号、番号5-3、5-4については、中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

中村委員
(2番)

議案第2号、番号5-3、5-4について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

以前までは荒れた土地であったが、現在は整地してある。

特に問題はないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号5-3、5-4について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号5-3、5-4につきましては許可相当と認めることで決定いたします。

議案第2号、番号5-5については、江澤委員が現地調査を担当されたので、報告をお願いします。

江澤委員
(7番)

議案第2号、番号5-5について、現地調査を行ってきたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

申請地は、道路と工場の間にある農地です。耕作は行われていませんが、保全管理はされている。

四方を道路、工場、宅地、道路に囲まれており、特に問題ないと思います。

ご審議よろしくをお願いします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号5-5について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号5-5につきましては許可相当と認めることで決定いたします。

議案第2号、番号5-6については、私が現地調査を担当したので、報告します。

議案第2号、番号5-6について、現地調査を行ってきたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

申請地は元々原野のような状態であり、申請者は農地と気づかず整地してしまったとのことで始末書を提出されている。

資材置場等として使用したいとのことで特に問題ないと思われ
ます。ご審議よろしくをお願いします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号5-6について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号5-6につきましては許可相当と認めることで決定いたします。

議案第2号は以上です。

続きまして、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局
(寺井)

5頁をお開きください。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので審議を求める。

番号7-5。所在：部田地先。田1筆。地積：69㎡。判定地目：宅地。隣接の宅地と一体的に使用。

昭和63年6月14日に交換により申請者の先代が所有権を取得し、牛舎を建て長年隣接の宅地と一体として使用していた。課税状況も現在までずっと住宅課税されている。現在は畜産業は廃業したが、牛舎の基礎部分だけが残っている状態であり、また、申請地は69㎡と狭小であり、鉄道敷に隣接した立地で耕作しづらい土地である。このため、現況に合わせて地目変更したい。

事務局からの説明は以上です。

番号7-5については、私が現地調査を担当したので、報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は、不在住宅と一体的な状況で地目変更は妥当と考えます。

議長
(渡辺会長)

説明が終わりました。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、議案第3号番号7-5は非農地と認めることとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、議案第3号番号7-5は非農地と認めることとします。

続きまして、議案第4号「非農地判断について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

6頁をお開きください。

(寺 井)	<p>議案第4号「非農地判断について」次のとおり、非農地通知申出書の提出があったので、審議を求める。</p> <p>番号非7-6。所在：宇筒原地先。地目：田、1筆。地積：437㎡。</p> <p>遊休農地の区分：農地法第32条の第1項第1号（黄）</p> <p>筆の約2/3は竹や雑木が繁茂しているため、山林に地目変更したい。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号非7-6については渡邊委員が現地調査を行いましたので、報告をお願いします。</p>
渡 邊 委 員 (3 番)	<p>議案第4号、番号非7-6について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>農地のほとんどの部分が竹、雑木が繁茂しており、農地復元することは難しいと思います。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようですので、議案第4号番号非7-6は非農地と認めることとしてご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め議案第4号は番号非7-6については非農地と認めることとします。</p> <p>議案は以上です。</p> <p>続きまして報告事項について事務局説明をお願いします。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>7頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」次のとおり受理したことを報告する。</p> <p>番号7-20。 所在：西部田地先。地目：田、畑9筆 地積：11,025㎡。所有者：西部田の方。届出者：西部田の方。権利：相続。同様の届出が7-21まで受理しています。</p> <p>続きまして、9頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p>

番号農委一4 所在：粟又地先。地目：田、3筆、地積：6,673㎡
変更登記地目：原野。年月日不詳地目変更。現況：照会地は雑草が
茂り、灌木が部分的にみられ、長期間耕作されていない様子であっ
た。照会地に向かう道中も狭く倒木があり、農業機械の進入も不可
能であるため、農地への復元は困難であると判断した。

続きまして、10頁をお開きください。

報告第3号利用権の途中解約に関する通知について、次のとお
り、農地法第18条第6項の規定による途中解約処理をしました。

番号3 所在：粟又地先。地目：田2筆3,451㎡。貸付人：船橋市
の方。借受人：粟又の方。合意解約 事由：耕作者死亡のため。

同様の通知が番号4まで受理しています。

続きまして11頁をお開きください。

報告第4号軽微な農地改良の届出について下記のとおり、提出が
あったので報告する。

本件については、他法令との関係により報告を取り下げさせてい
ただきます。

報告事項は、以上です。

報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

続いて議事日程6その他に入ります。

事務局何かございますか？

ありません。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力あり
がとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会（午後3時45分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 9月5日

議長 渡辺忠洋

署名委員 加藤 浩明

署名委員 永代 仁江

